

平成29年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年度4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度東伊豆町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 100,332千円

(歳出)地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,373,048千円

(単位:千円)

区分	平成 29年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税		
社会福祉	障害者福祉事業	336,914	221,645	0	5,968	109,301	14,939
	高齢者福祉事業	40,128	952	0	3,057	36,119	4,937
	児童福祉事業	371,085	236,398	0	35,228	99,459	13,594
	母子福祉事業	8,707	1,178	0	0	7,529	1,029
	小計	756,834	460,173	0	44,253	252,408	34,499
社会保険	国民健康保険事業	125,461	75,575	0	0	49,886	6,818
	介護保険事業	180,762	2,439	0	5,246	173,077	23,656
	後期高齢者医療事業	217,745	30,829	0	4,724	182,192	24,901
	小計	523,968	108,843	0	9,970	405,155	55,375
保健衛生	疾病予防対策事業	33,808	689	0	3,817	29,302	4,005
	救急医療対策事業	12,368	0	0	0	12,368	1,690
	健康診査相談事業	46,070	684	0	10,535	34,851	4,763
	小計	92,246	1,373	0	14,352	76,521	10,458
合計	1,373,048	570,389	0	68,575	734,084	100,332	

※各施策への充当方法は、各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。